

平成 25 年第 15 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第15回教育委員会会議

1 日 時 平成25年 8 月 9 日（金） 15時45分～16時32分

2 場 所 S T V北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員 長	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校教育部長	金 山	正 彦
教育推進課長	井 口	誠 一
学事係長	村 田	行 信
学事係員	大 西	俊 之
指導担当部長	引 地	秀 美
指導担当課長	齊 藤	隆 浩
指導担当係長	宮 田	佳 幸
指導担当係長	山 田	浩 富
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	市 川	涉

4 傍聴者 4 名

5 議 題

議案第 1 号 平成26年度使用教科用図書の採択について

【開 会】

○山中委員長 それでは、平成25年第15回教育委員会会議を開会いたします。
会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

【議 事】

◎議案第1号 平成26年度使用教科用図書の採択について

○山中委員長 議案第1号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○学校教育部長 学校教育部長の金山でございます。

議案第1号 平成26年度に使用する教科用図書の採択について、私からご説明いたします。

議案第1号は、平成26年度に使用する小学校用、中学校用、高等学校用及び特別支援教育用教科用図書の採択についてでございます。

本年度は、平成26年度に使用する高等学校用及び特別支援教育用教科用図書の採択替えを行うこととなっており、去る7月31日に開催されました教育委員会会議において、札幌市教科用図書選定審議会からの答申などに基づいて、これらの教科用図書を選定するためにご審議いただきました。

本案は、その際のご審議の結果等に基づいて、平成26年度に札幌市立学校で使用する教科用図書を採択するため、議案として提出するものでございます。

まず、議案の青いインデックス高・選定理由のページと、その後方にある特・選定理由の両方のページをそれぞれご覧ください。

平成26年度使用高等学校用教科用図書選定理由書及び平成26年度使用特別支援教育用教科用図書選定理由書につきましては、選定審議会の各部長からの報告と教育委員会会議での協議を踏まえ、まとめさせていただきました。

まず、高等学校につきましては、ここにあるとおり、平成26年度に使用する高等学校用教科用図書について、札幌市教科用図書選定審議会より、学校ごとに各教科・科目について答申があり、1、札幌市の地域性及び札幌市教育推進の目標、札幌市学校教育の重点、札幌市立高等学校教育改革推進計画等の札幌市の教育方針を踏まえているか、2、各学校の教育課程との関連、生徒の能力、適性等に適合しているかの観点から、審議会の答申内容を検討した結果、本市における学校教育の主たる教材である教科用図書としては、赤いインデックスの高等学校のナンバー1からナンバー42までにある議案のものがそれぞれ最適であると考え、選定したものであります。

なお、学校ごとの各教科、科目の教科用図書の選定理由につきましては、青いインデックスの高・選定理由ページ以降に各学校の選定理由書を綴っております。

次に、特別支援教育につきましては、特・選定理由のページになりますが、平成26年度に使用する特別支援教育用教科用図書について、札幌市教科用図書選定審議会より、種目、図書ごとに答申がございまして、1、札幌市の地域性及び札幌市教育推進の目標、札幌市学校教育の重点、札幌市特別支援教育基本

計画等の札幌市の教育方針を踏まえているか、2、札幌市の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒一人一人が発達段階等に応じて効果的に教科用図書を活用できるかの観点から、審議会の答申内容を検討した結果、札幌市における学校教育の主たる教材である教科用図書としては、同じく赤いインデックスの特別支援の1ページから4ページまでにある議案のものが最適であると考え、選定しました。

なお、一般図書の種目、図書ごとの選定理由につきましては、青いインデックス以降の別紙のとおりとなっております。

また、前に戻りまして、赤いインデックスの小学校並びに中学校のページに示しております平成26年度使用小学校用教科用図書並びに平成26年度使用中学校用教科用図書については、教科用図書の無償措置に関する法律の定めるところにより、本年度と同一の教科用図書を採択することとなっております。既に、小学校は平成22年度、中学校は平成23年度の教育委員会会議における採択の際に、選定理由書の内容を確認し、決定しているため、平成26年度使用教科用図書につきましてはそのまま掲載させていただきます。

なお、前回開催されました教育委員会会議においてご要望を賜りましたので、この後、審議会の高等学校部会及び特別支援教育部会の指導主事から、本日の採択審議に向けて、それぞれ補足的に説明をさせていただきます。

まず、高等学校部会から、お願いします。

○宮田指導担当係長 指導担当係長の宮田でございます。

私から、前回の教育委員会会議においてご要望をいただいた点について、補足的に説明させていただきます。

選定の候補として挙げられている教科用図書は数多くありますので、今年度については、数学Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅰにかかわって選定した教科用図書の中から、その特徴について幾つかご説明させていただきたいと思えます。

まず、数学Ⅰについてであります。

山の手養護学校高等部を含む各高等学校では、5種類の教科用図書を選定しております。スクリーンに出ているのは、先ほどの高・選定理由の後の選定理由書の3ページにある旭丘高校で選定した東京書籍の教科用図書についてであります。

この教科書は、発展的な内容まで網羅されていることはもちろんですが、コラムというところが各単元の最後にあります。

例えば、この中の整数の掛け算ということで、23掛ける12という2桁掛ける2桁の計算があります。通常、こういった形で筆算をしますが、ここの単元で

は展開ということをやっております。ここに $2x$ 足す 3 と x 足す 2 の掛け算がありますが、これを展開すると、こういう形になります。例えば、 23 を 2 掛ける 10 足す 3 、 12 を 10 足す 2 と考えます。そして、ここの x に 10 を入れると、この計算は 23 掛ける 12 になります。 x が 10 となりまして、展開したものの x に 10 を入れると、 2 掛ける 100 足す 7 掛ける 10 足す 6 で、簡単に 276 となります。通常の筆算もありますが、実際に習ったもので、展開の公式を使った計算の仕方ができます。こういうことをやると、複雑な計算になるほどスムーズに計算できるという一つの方法として、単元の最後のところにコラムという形で載っております。

それから、三角比の部分です。

これも、最後の単元のところですが、よくある勾配の標識や、鉄道などで千分率の標識があるかと思えます。例えば、 7% という標識があったときに、これはどれぐらいの坂になっているのか、何度ぐらいの傾斜になっているのかを実際に計算することができます。例えば、国道 308 号線がありますが、最大傾斜は 37% です。これが実際にどのぐらいの傾斜になっているかについて、習ったものを使うと、大体 20 度の傾斜があることがわかります。JR や路面電車やケーブルカーなどで、百分率、千分率の計算をすると、大体こういう角度の勾配を持っているということを実際に計算で出せるようになっております。

続きまして、 15 ページの開成高校です。

今の旭丘高校の教科書では、グラフの対称移動というところが参考という形になっております。要するに、授業の中で触れなくてもいいということで、参考という形になっております。開成高校で使う教科書は、グラフの対称移動が本文の中に入っています。実際のグラフの対称移動の例を本文の中に掲載しています。

もう一つは、新しい学習指導要領になりまして、課題学習を必ずやらなければならないなくなっています。通常の教科書だと、二つないし三つぐらいの課題学習のテーマが与えられているのですが、開成高校で選定した教科書では、課題学習は七つということで、ほかの教科書よりも数多くの課題学習がございます。これは、単元で習ったことに捉われず、横断的に自分で課題を見つけて研究するという題材になっていますが、ほかの学校に比べて非常に多く掲載されていて、生徒の実態に即した教科書の選定となっています。

続きまして、 56 ページの大通高校ですが、東京書籍の教科用図書です。

実は、通常の数学の教科書はこの大きさですが、大通高校で選定のものは B5 判の大判の教科書になっています。

56 ページの選定理由のところ、右側に補足説明が書かれています。例えば、先ほどの展開のところでは、 1 番をやって、 2 番をやって、 3 番をやって、 4

番をやって、こういう方法で展開していきますとか、三角比のところでは、サイン、コサイン、タンジェントですけれども、例えば、サインであれば、筆記体のSで、斜辺分の高さがサインの計算ですが、この筆記体のSの順番で分数をとればサインの計算ができます。コサインの場合は、斜辺分の底辺という形になっています。これも、コサインのCの順番に分数をとると計算ができるというように、右側に補足的に説明が書かれていて、生徒の自学自習に適した形で、補足説明を見ながら本文の計算ができるという工夫がされている教科書を選定しております。

続いて、英語です。

コミュニケーション英語 I についてであります、8種類の教科用図書を選定しております。その中で、開成高校のコズモサイエンス科では、18ページの総合英語というところをご覧ください。総合英語が3つありますが、1年生で使用する啓林館の教科用図書は、広島と長崎の両方で被曝した山口さんという方の話題になっております。見開きに絵、写真、図が整理された形になっています。そのほかにも、本文を見ていただくと、日本語が全くありません。これが本文になっています。それから、本文の後の部分も考察という形になっておりますが、ここにも日本語がありません。この辺に日本語が一部ありますが、必要以上に日本語を使っていない教科書になっています。コズモサイエンス科につきましては、英語も重視しておりますので、生徒により適した教科書という位置づけになっています。

また、清田高校では、見ておわかりのように、日本語がほとんどありません。

Reproductionというものがありますが、最初の部分は、本文のまとめというところで、これも英語で活動させる形になっています。それから、Over To You の下のところでは、本文の内容を読んで自分が実際にどう感じたのかを、英語で積極的に活用できるような題材のまとめ方をしています。読む機能や聞く機能などに特化した活動ができるような教材になっています。

最後に、啓北商業高校の題材です。

通常、一つの教科書にはレッスンが10用意されていますが、啓北商業高校が選定している教科書はレッスン9までになっていて、一つの教材に十分時間をかけて実施できる形の教材になっています。生徒に興味関心が出るように、時事的な話題を載せています。例えば、一つの例としては、ちょっと前にNHKの歌の課題曲になったアンジェラ・アキさんの「手紙」を題材にした文章が書かれています。「手紙」という歌の歌詞が日本語で書かれていて、生徒が興味を持てるような教材という形になっています。また、啓北商業は、先ほどの開成と清田の教科書は日本語が少ない形でしたが、日本語と英語が併記された形で、より生徒に理解を促すような工夫がなされています。日本語と英語がそれ

ぞれ併記されている教材となっています。学校の特徴や生徒の実態に即した内容になると考えております。

二つの科目について説明させていただきましたが、他の科目につきましても、調査研究の基本方針に基づいて、各学校の教育課程との関連、生徒の実態等に合った教科用図書を選定しております。

高等学校部会についての私からの説明は以上になります。

○山田指導担当係長 指導担当係長の山田と言います。

私からは、特別支援教育用教科用図書につきまして、実際に、札幌市の教育方針などを踏まえまして、特別支援学級や特別支援学校に在籍します児童生徒一人一人が発達段階等に応じて一般図書を効果的に教科用図書を活用できるようにといった調査研究の観点を踏まえまして、具体的にどのように選定したのか、具体的な例をご説明させていただきます。

生活Bに、「絵でわかるこどものせいかつずかん④ おつきあいのきほん」という本がございます。画面とあわせて、特・選定理由の24ページに掲載させていただいておりますので、ご覧ください。

こちらの本は、日常生活を送る上で必要なソーシャルスキルのうち、人とかかわり合いながら、社会の中で生活していくに当たっての技能や知識などのうち、特にコミュニケーションに関するマナーや方法が具体的な場面ごとに説明されております。

札幌市におきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒がここ10年でほぼ倍になっておりまして、中でも、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒が増えているという現状がございます。

そのような自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒には、言葉の発達のおくれや対人関係の形成に課題があるといった様子が見られますので、特別支援学校の学習指導要領に示されております自立活動という領域がございますが、そちらの内容を取り入れながら、人間関係の形成やコミュニケーションといった区分の項目を踏まえながら指導に当たっております。

このような児童生徒に対しまして、この本は、例えば、我慢をする場面や友達とのつき合い方ということが具体的にわかりやすく示されておりまして、札幌市学校教育の重点の今日的な課題にも位置づけております障がいの状態や特性等に配慮した指導内容・方法の工夫を踏まえまして、生活の授業や教科等をあわせた指導といった中で効果的に活用することが期待できると考えております。

また、この本につきましては、イラストと平仮名で具体的にわかりやすく示されておりますことから、話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、

物事の簡単な因果関係がわかる段階にある児童生徒に適しているため、知的障がい者の特別支援学級に在籍する児童生徒などにも十分活用することができると考えられます。

このようなことから、この本を生活のBとして選定しております。

なお、特別支援学級や特別支援学校では、特に必要がある場合に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にしまして特別な教育課程を編成することができることから、ただいま申し上げました生活については、小学校1年生、2年生で学ぶ教科である生活を指すとともに、日常生活の基本的な習慣を身につけ、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うことなどを目標として、知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部で学ぶ教科である生活も指すものでございます。

以上で、特別支援教育用教科用図書の選定にかかわる具体的な例についての説明を終わらせていただきます。

○**学校教育部長** 説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**山中委員長** ありがとうございます。

前回の教育委員会会議で、基本的には、本日の資料に綴っているような形で教科書を選定し、採択するという方向性は出ておりますが、前回のご欠席の方もいらっしゃいます。繰り返しになっても構いませんので、質問やご意見がございましたらお願いします。

○**池田（光）委員** 高・選定理由の64分の1ページの札幌旭丘高等学校のところで、古典の講読に継続の10と書いているのは、ずっと続けてという意味だと思いますが、古典だからずっと同じようなものでいいのかどうかということを知りたいです。

それから、次のページの64分の3ページでは、逆に、政治経済のところは継続の7となっています。改訂版になっているから大丈夫かなと思いますけれども、私も後ほど確認しようと思います。政治経済のところは、変動が結構大きいので、継続の7でもいいのかどうかをお聞きしたいと思います。

○**山中委員長** いかがですか。

○**宮田指導担当係長** まず、1ページ目の古典講読が継続10年ということですが、新しい学習指導要領になりますと、古い教科書は使えません。実は、今年

度に入った1年生から、新しい学習指導要領になっています。ここの旧というのは、来年の教科書ですので、来年、3年生に当たる生徒については、まだ旧課程の生徒になります。ですから、3列目にありますように、学習指導要領の新旧というところでは旧となっていますが、ここは旧課程の生徒が選択する古典講読という形になっています。

継続が10ということ、古典講読は10年間使っているのですが、教科書の内容が生徒の実態に合った指導しやすい教材であることと、生徒が自学自習する部分についても非常に効果的な教材になっているということで、10年間続けている教材になっています。

しかし、今後、平成27年度は全て新しい学習指導要領の生徒になりますので、ここの部分はなくなります。

同じように、3ページにあります政治経済の継続7については、改訂版というところで一回新しい形にはなっていますが、その後、教科書の内容などについて、確かに時事的な内容や政治が変わることもありますが、基本の定着を図る意味では、非常に効果的な教材ということで、継続して7年使用していますことから、一応、来年度も継続して使用していきます。ここは、あわせて、来年度の使用で終了ということ、その上にありますように、来年はどのような形になるかわかりませんが、政治経済は、新しい学習指導要領に基づいた教科書の使用になります。

○池田（光）委員 その1行手前は新になっていて、政治経済の継続ではないものということで、内容も変わっていて豊富そうに思います。旧のものはこれで終わるものということで、理解しました。

○宮田指導担当係長 補足させていただきます。

学習指導要領の適用は、入学した年からになります。旭丘高校は単位制をとっておりまして、政治経済は2年生でとる子と3年生でとる子がいます。

3年生でとる子は、入った年は旧学習指導要領の適用になりますので、旧版の教科書を使う形になります。2年生は新しい学習指導要領の適用になりますので、新しい教科書を使う形になります。

○池田（光）委員 ルールを変えて、旧だから旧ということではなくて、新しいものを使うようにしたらどうですか。そういうわけにはいかないのですか。

○山中委員長 どちらの学習指導要領が適用されるかということで違ってきってしまうのですか。

○宮田指導担当係長 一応、入学した年度の学習指導要領を適用しなさいという文科省の指導があります。

○山中委員長 それに従わなければいけないということではないのですか。あくまでも行政指導で、従わないと、いろいろと面倒な問題を引き起こすのですか。それとも、拘束力があるのですか。

○宮田指導担当係長 一応、学習指導要領はナショナルスタンダードで、国としてそれを定めていますので、それを学習しなさいということです。

○山中委員長 法律論をやってもしょうがないと思います。ご説明としては、基本的に、新旧の学習指導要領がそれぞれ適用される学年との関係でこうなっているということですね。

○宮田指導担当係長 はい。

○山中委員長 ほかにございませんか。

○池田（光）委員 今のことに関連してですが、旧課程のところで、例えば、旭丘高校の地理Aが継続7年とか、今の政治経済も7年ですね。言いたいことは何かというと、この間に独立した国とか、国として統合されたということがあったと思います。そういう場合は、7年といっても、実際には毎年改訂されるのですか。

○宮田指導担当係長 実際の授業の中で時事的な内容などが新たに出てきた場合は、補足のプリントを使ったりということに対応しています。

○山中委員長 教科書そのものは訂正されていないけれども、それを採用しているということですか。

○教育次長 基本的には、教科書も、毎年、新しい情報に更新されます。それを改訂版とは申しません。

○池田（光）委員 要するに、国が独立したとか事実の変化だけは書いているということですね。都道府県の場合、町村の統合などで変わっているわけです。

ね。

○山中委員長 初訂のということになっているから、変わっていないかのように見えるけれども、部分的に新しい情報を取り込んでいるわけですね。

○指導担当係長 そうです。

○山中委員長 何か変な感じもしますが、どうですか。
ほかにございませんか。

○池田（官）委員 少し戻る質問になってしまうかもしれませんが、各高校あるいは特別支援学校の先生たちは、教科書を選定するに当たって、どのような形で情報を得るのでしょうか。つまり、見本の教科書だけを見て、それを選ぶという形なのか、あるいは、各発行社が説明会を行うということがあるのか、選定する高校の側に教科書についての情報がどのような形で提供されるのかということをお聞きしたいと思います。

○宮田指導担当係長 基本的には、各出版社が学校へ教科書をお渡しして、それぞれの教科の先生が教科会議等を開いて、その中で、学校の実態や生徒の実態などに合った教材を選んでおります。

○指導担当課長 補足させていただきます。

検定に合格した教科書としてこういうものがありますという教科書目録が文部科学省から送られてきます。この範囲の中で、最大限、ここから選定しております。これが大きなもとになるものでございます。

○山中委員長 教科書会社が説明会を開くなどということはないですね。

○指導担当課長 各会社から、目録のほかに、趣意書ということで、このような特徴がありますという情報が委員会には来ますけれども、基本的に核になるのは目録です。

○山中委員長 教科書会社が先生方に呼びかけて説明会を開いたりはしないということですね。

○指導担当課長 それは、しません。

○山中委員長 それをすると、いろいろな意味で問題が起きるような感じがします。

○指導担当課長 説明会をする社としない社が出てきますので、そういうことはありません。

○阿部委員 教科書をつくっているところが、学校の先生に直接売り込んだりということはないのですか。

○指導担当課長 それは、前回の審議で委員長から、部会の委員長にお尋ねするところがありまして、影響力などはありませんでしたかということで、部会の委員長は、ありませんというお答えになっています。

○山中委員長 ほかにございませんか。

先ほど、数学の中の23掛ける12のところ、 x に10を代入してやるという説明がありましたが、 x に10を代入してやることを思いつかない子どもに対しては、あの教科書では無理ということになるのですか。

○宮田指導担当係長 出版会社でも、生徒のレベルに応じて教科書を作成していますので、例えば四則演算などがなかなか追いつかない子に対しては、もう少し易しい内容の教科書を教材として使う形になります。

○山中委員長 そうすると、うちの学校では、この程度のことは十分こなせる、平均的にこれで指導するのが望ましいだろうということで、教科書を選ぶのですか。先ほどのような例で、それが無理であればもう一つ下のランクの教科書を選ぶことになるのですか。

○宮田指導担当係長 高校入試を経てきていますので、生徒の理解レベルは学力試験の点数などで大体把握できますから、それに合った形の教科書を選んできています。

○山中委員長 ほかに何かございませんか。

○池田（光）委員 もう少し自由に選ばせてあげてもいいかと思います。先ほどのものを見ていると、新のほうはいろいろなコラムなどもあってよさそうだ

と書いていましたので、弾力的に運用してもらったほうがいいかなという気がしております。

○**山中委員長** そういうお話の場合、教科書採択制度の問題として、個々の自治体あるいは学校で可能な方向であるならば、ご提案としても意味があると思います。このほうがいいと思うというご意見を申し上げたけれども、そういうことが可能なかどうかというあたりも今後は検討してほしいと思います。

続けて、何かありますか。

○**池田（光）委員** あとは、ところどころにドリルなどがありますが、それは教科書とセットになっているものなのですか。ドリルなどは、また別に選択するものなのですか。

例えば、64分の9ページの化学基礎のところ、反復練習を行うドリルのほかという項目がありますが、これは教科書とセットになっているものですか。別個にドリルみたいのがあるということですか。

○**宮田指導担当係長** 教科書のそれぞれの箇所に練習問題があって、その章の最後に章末問題という形で用意されています。そのほかに、教科書応用問題集ということで、問題だけを集めた問題集も別に生徒が購入して、その内容に対応した問題集の使い方をしています。ですから、生徒はかなりの問題を解く形になります。自学自習として、家庭で問題を解くという使い方もされています。

○**山中委員長** ただ、今の質問との関係で、選定理由として、「反復練習を行う『ドリル』のほか、適切なレベルの『問』が随所に盛り込まれており、理解の定着に役立つ」とあるのは、この教科書とは別の問題集まで考えた選定理由ではないと思います。また、そうだとすると、かえって問題になります。

○**宮田指導担当係長** そうではありません。

○**山中委員長** 説明がこれとは合わないのではないかと思います。

○**学校教育部長** これは、教科書の中にドリルというページがあるということです。

○**山中委員長** そうだと思うのですが、説明が余分だったなという気がするので、申し上げます。誤解を招くような説明ではないかと思ったのです。

○教育次長 委員長がおっしゃるとおりだと思います。

○山中委員長 今の質問については、このドリルというのはこの教科書に載っているドリルだということでしょうか。

○池田（光）委員 教科書とはまた別のドリルなども選択の余地があるものだったら、それはどうなのかということが気になりました。

○山中委員長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 特にありませんでしたら、議案第1号につきましては、ご提案のとおりと決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、選定された制度について、どこまで自由があるか、その辺もまた教えてください。

それでは、議案第1号については以上で終了でございます。

本日予定された議案は以上でございますが、この際、委員から議論をしておきたいことなどはございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【閉 会】

○山中委員長 特になければ、以上で平成25年第15回教育委員会会議を終了させていただきます。

以 上